10月は児童手当の支払月です

10月15日(月)は児童手当の支払日です。児童手当を受給されている方は、ご指定いただいた振込先口座をご確認ください。

問い合わせ　子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-1147）

下水道排水設備指定工事店の指定

■**次の工事店を指定**

▼㈱茂田工業所（杉戸町内田2-8-16／☎0480-32-1766）

問い合わせ　下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）

「ワークライフバランス」を進めましょう

仕事と子育てなどの家庭生活の調和を意味する「ワークライフバランス」という考え方が、企業にとって人材の確保・定着という視点から注目されています。

県では、10月を「ワークライフバランス推進月間」として位置づけ、普及啓発を進めています。

また、8都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）が、共同でキャンペーンを実施します。

10月21日(日)から27日(土)は、キャンペーン週間として、定時退社を呼びかけています。皆さんの職場でも、定時または早めの退社に努めるとともに、働き方を見直してみませんか。

問い合わせ　県・少子政策課（☎048-830-3343・FAX048-830-4784）

労働相談のお知らせ

■**一般労働相談**

と　き　10月10日(水)／午後1時～8時（最終相談…午後7時～）

ところ　市役所2階203会議室

内　容　就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・就業にかかわることなどで、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題等

対　象　勤労者、事業主等

相談員　埼玉県西部産業労働センター職員（午後1時～4時）、社会保険労務士（午後4時～8時）

◎予約制です（当日予約可）。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ　商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話

■**若年労働者キャリア形成支援・相談事業（ヤングキャリア・ナビゲーション）**

自分の仕事、将来について考えてみませんか。秘密は厳守します。

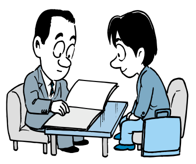

とき・ところ　毎週土曜日／午後1時～4時・ラーク所沢（花園2-2400-4）

対　象　おおむね35歳までの勤労者・求職者、将来について考える大学生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者（市外の方も利用可）

◎予約制です（当日予約可）。相談時間は1人約50分です。

相談者　産業カウンセラー

申し込み・問い合わせ　ラーク所沢（☎2943-2110・FAX2943-4446／午前8時30分～午後5時）へ電話

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。

対　象　母子家庭の母、父子家庭の父、父母のない児童を養育している方で、平成20年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）

支給額　1万円

市町村民税非課税世帯とは…平成18年分の所得によって市町村が決定した市町村民税（均等割を含む）において、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）全員に対して決定された税金額が0円であった世帯のことです。

申請先　市役所1階・子ども支援課へ直接

◎申請書は、市役所1階・子ども支援課で配布しています。申請には、振込金融機関が分かるもの（通帳等）が必要です。なお、期限を過ぎると、支給されないのでご注意ください。

問い合わせ　県・こども安全課（☎048-830-3337・FAX048-830-4787）

平成19年度市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）を発売

この収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに役立てられます。

発売期間　10月1日(月)～19日(金)

問い合わせ　(財)埼玉県市町村振興協議会（☎048-822-5004・FAX048-822-1492）

熊本県大雨災害義援金へのご協力ありがとうございました

市では、7月18日から8月10日まで、市役所1階総合案内に義援金箱を設置し、皆さんにご協力をお願いしたところ、60,764円の浄財が寄せられました。お預かりした義援金は日本赤十字社に送金させていただきました。

皆さんのご厚情に対し、深く感謝申し上げます。

問い合わせ　福祉総務課（☎2998-9113・FAX2998-1147）

所沢市交通災害共済に加入しましょう

所沢市交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただき、その会費で交通事故にあわれた会員に見舞金を支給する共済制度です。

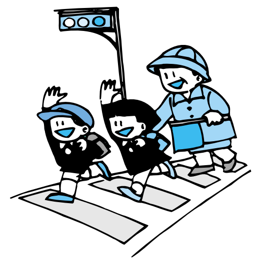

ぜひ、ご家族で加入しましょう。

◎10月1日以降に加入する場合は、平成19年度分の会費は半額です。

加入できる方　所沢市に住民登録または外国人登録をしている方

会　費（10月1日以降）▼大人…300円▼中学生以下…150円

共済期間　申し込み時～平成20年3月31日

【対象となる事故】

①自動車、バイク、自転車などの車両による人身事故（自損事故含む）により死亡または負傷をした場合

②電車やバスに乗車中、急停車などの原因による人身事故

③歩行中に車両との衝突や接触により死亡または負傷をした場合

◎車両とは、道路交通法で定められた車両をいいます。また、対象は日本国内で発生した事故に限ります。

請求期間　事故発生日から2年以内。ただし、事故発生時、所沢市に住民登録がされていなければ請求はできません。

加入方法　市役所2階・交通安全課または各出張所に、会費を添えて直接

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

市税の夜間・休日納税窓口

市税が夜間・休日に納税できます。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

と　き　▼夜間…10月1日(月)、10月29日(月)～11月1日(木)／いずれも午後5時～8時▼休日…10月28日(日)／午前8時30分～午後5時

ところ　市役所2階・収税課

市税の内訳　市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ　収税課（☎2998-9073・FAX2998-9409）

第5回

消費者トラブル注意報

【トラブルQ & A】
～催眠商法（SF商法）にご注意を！～

■**相談します**

「新しく健康食品の店がオープンします。今日は無料で商品をお配りしますから、特設会場にぜひ来てください」と街頭で声をかけられ、無料引換券をもらいました。

会場で日用雑貨品や傘などをただでもらい、得した気分でいたところ、しばらくすると磁気マットレスの勧誘が始まりました。高額なので悩んだのですが、無料でたくさんの商品をもらったし、貧血なので体にいいかなと思って買ってしまいました。家に帰ってよく考えてみたら必要ないし、売り方もおかしいと思うので、解約したいのですが？

■**お答えします**

これは『催眠商法』または『SF商法』と呼ばれる悪質商法です。

販売される商品としては、羽毛布団や磁気マットレス等の寝具類が多くみられます。販売業者は「日用品や雑貨を無料で差し上げます」と言って、街頭で無料引換券を配布したり、販売員が家庭を訪問したりして主婦や高齢者を特設会場に集めます。商品の無料引き換えに行った後、その他の商品も格安で売ったり、言葉巧みに場の雰囲気を盛り上げたり、興奮状態にして、冷静な判断ができなくなったところに高額な商品を売りつけます。

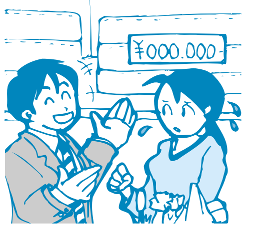

このような催眠商法は訪問販売として扱われ、特定商取引法が適用されるので、契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（同コラム第3回参照）できます。

事業者によっては「ここは店で、あなたはここに自主的に来て購入したのだから、訪問販売ではない。だからクーリング・オフはできない」などと主張する場合がありますが、商品が陳列されて消費者が自由に選ぶことができる状態でなければ店舗にはあたりません。

被害に遭わないためにも、「無料で引き換え」「格安」という言葉に惹かれて、会場に行かないようにしましょう。「無料」はおとりで、本当の目的は高額商品を売りつけることだと心得てください。

問い合わせ　消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）